

平成 27 年度 第 2 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

- 1 開催日時 平成 27 年 7 月 30 日（木）午後 2 時 30 分～午後 4 時
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 3 階 第一会議室
- 3 出席者 委員 8 名
久保会長、小越副会長、中村委員、渡辺委員、山口委員、真野委員、
稲村委員、大橋委員
欠席委員 2 名
豊岡委員、原田委員
事務局
大平市民部長、渡辺環境課長、小林環境課課長補佐、高橋生活環境係長、
堀江主任、草野主任
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事

答申（案）について
事務局から説明後、意見交換。

中村委員：将来人口が減少し、ごみの量が減少したときに、ごみ処理手数料が上がる理由を市民に理解してもらうためには、ごみの量が減少しても排出元からの収集運搬から処理までのごみ処理全体に係る経費が今後も変わらない説明を加える必要がある。市の収集サービスを低下させないため経費は現状のまま推移するとか、経費削減の方法を検討するなど、今後の検討課題として答申しておくべきである。

環境課長：御指摘の点については、審議会でも相当の時間を割いて議論してきた。議論の経過を踏まえ、審議会の考え方として加える方向で検討したい。

稲村委員：4 頁(3)の事業系ごみで「県内 20 市中 1 事業所当たりのごみの排出量が多い方から 3 番目となっている」ことに対する要因として、事業所数自体が多いことは理由にならないのではないか。

環境課長：御指摘のとおり。市の産業が活性化していることの表れであるが、原因を詰め切れていないと考えている。

中村委員：県央地区は産業集積地と言われている。工業会の立場で言えば、この地域は県内においても、素材加工から完成製品までの総合的産業集積地であって、なおかつ中小零細企業が多いためにその生産過程において発生する廃棄物は多種多様であり、その量は少なくない。

市民部長：本市の事業系ごみとは、事業系一般廃棄物と併せ産廃のことである。全体の排出量が多いのは事業所が多いことが原因だと分かるが、1 事業所当たりのごみの排出量が多い原因としては、他市町村と違い併せ産廃を受入れていること

とリサイクルできるものが混在していることが挙げられる。本来リサイクルできるものが混在しているので分別が必要という趣旨につながっている。

中村委員：リサイクルできるものを完全に分別出来ない事業があることや中小零細企業が多いため、分別するコストの問題もあると思う。ただし、分別などについてあるべき方向性と今後検討すべき課題を提言することがこの審議会の責任だと思う。

山口委員：市民感覚としてごみの量が減少しているのに負担が多くなることは理解しづらい。ごみ処理経費については清掃センターに関するものしか触れていないが、ごみ処理には初めに収集運搬があり、その経費は市民サービスの観点からも削減できないところであり、その説明もないと市民は納得できない。

市民部長：ごみ処理経費については、2頁3(1)ごみの排出量及び処理経費で少し触れているが、ごみの量が減少してもごみ処理経費は変わらないことをもう少し明確にしたい。

稲村委員：7頁表5-2の清掃センターへ直接搬入した場合の料金中の想定料金は、60円に消費税率8%又は10%を乗じて65円ということか。

高橋係長：60円には5%の消費税が含まれているため、割りかえした額に消費税率を乗じて算定している。しかし実際にはその場で現金を取り扱うことから1円単位では非常に事務が煩雑化するため、5円単位で提示させていただいた。今の10円単位でも釣銭のやり取りに時間を要することがある。

なお、ごみ袋については、袋そのものは不課税に該当するため消費税は課税されていないが、製造及び取扱手数料には消費税が課税されている。

中村委員：ごみ処理手数料を値上げした場合、市の歳入はどの程度になるか。

環境課長：平成25年度のごみ処理手数料の実績に試算した単価で算定した場合、消費税10%で家庭の指定ごみ袋は約2,400万円、清掃センターへの直接搬入分を65円とすると約800万円、同時に実施すると年間で約3,200万円の増額になる。ただし、料金が上がることでごみの搬入量が減れば、算定額ほど増額にはならない可能性もある。

中村委員：8頁1行目4(2)事業系ごみの減量化方策等の団体名については「三条市で事業を営む各企業・各種団体」と表現した方が良い。

大橋委員：中村委員が言われたとおり具体的な団体名ではなく各種団体をお願いしたい趣旨の表現が良いと思う。

環境課長：団体の固有名詞については、皆様から出てきた意見を反映させたものであるが、意見を踏まえて修正したい。

中村委員：8頁10行目の産業廃棄物の受入量について、「今後も当分の間、現在の一事業者の年間受入数量50トンの制限を継続する」という部分について、「当分の間」ではいつまで継続するのか明確でないため、今後検討していく方策についても加えるべきと思う。この審議会では、一般廃棄物だけでなく、併せ産廃を含めて答申を行う必要があることから、併せ産廃を段階的に減少させていく

又は料金の改定も視野に入れた方策を考えていく必要があるのではないか。

市民部長：本来の趣旨からいえば、基本的にはゼロを目指すべきと考えている。

中村委員：ゼロを目指すにしても、急激に行うと事業者が準備できず事業活動に影響が出るため、市の方針をある程度事業者に示す必要がある。

市民部長：議論を踏まえた表現を検討したい。

大橋委員：答申書には、審議会の経過のみでごみ処理手数料の改定について書かれていないのではないか。

環境課長：ごみ処理手数料の改定については、現段階で既に適正な受益者負担となっていない状況や消費税増税を加味した上での改定とし、改定時期については、他の手数料の改定とのタイミングを捉えて対応することを表記している。

稲村委員：事業系ごみは既に負担割合が高くなっている中で、家庭系ごみとのバランスを考えて更に負担を上げていくことについて委員の皆さんは賛成ということによいのか。

久保会長：事業系ごみについては、もっと上げてよいのではとの意見も出ている。

(3) 閉 会